

肉骨粉適正処分対策事業の総点検結果について

(社) 日本畜産副産物協会

昨年9月に肉骨粉適正処分対策事業の事業参加者において、本来補助対象とならない原料を含めて肉骨粉を製造・焼却し、当該経費につき誤って補助金を申請・交付した事例が認められました。このため、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構からの指示により、全ての事業参加者を対象として、使用原料に関する総点検が行われましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 期間
平成22年10月～平成23年6月
- 2 対象
平成22年度事業の全参加者(57事業者)
- 3 方法
 - (1) 使用原料及びその収集先について、調査票郵送による調査を行いました。
 - (2) 調査票を基に、現地に赴いて実態を確認(農林水産省、農畜産業振興機構及び当協会職員とで分担して現地調査)しました。
- 4 結果
 - (1) 55事業者は、適正に実施していることを確認しました。
 - (2) 2事業者は、使用原料の一部に適切でないものが混入していました。
 - ①東北油化株式会社は、受入原料の一部に卵殻、カニ殻が混入
 - ②有限会社沖縄化製工業は、受入原料の一部に魚残さが混入
 - (3) このため混入期間、混入数量等について調査した結果、補助金返還相当額として、東北油化は540万円、沖縄化製工業は1,154万円を返還することとしました。
- 5 原因
使用原料の一部に適切でないものが混入した原因は、原料収集先の認識不足と事業者の受入の際の確認の不徹底によるものでした。2事業者は事実関係を認めるとともに、既に再発防止を図り、両事業者ともに現在適正に事業を行っていることについて、農畜産業振興機構の確認を受けております。